

質問件名 子どもの育ちに寄り添う発達支援のあり方について

【質問要旨】

2018年3月、児童福祉法に基づく小平市障害児福祉計画が初めて策定されました。そこでは、障がい児支援の提供体制の整備として「重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実」が明記され、センターを2020年度末までに設置するとあります。

発達支援は、障がい児施策としてだけでなく、その子の育ちに沿った発達支援を行うという意味で子育て支援や教育とも重なるもので、子どもの成長全般をあらゆる角度から応援することでもあると考えます。

以前専門家に以下のような主旨のお話を聞いたことがあります。「人は誰もが特性のかけらを持っていて、大きさや形は人によって違う。日本の中で標準とされる数値の中に収まる人は実は一番多い人数ではない。発達障がいは、かけらの大きさや形のグラデーションの中で困りごとを抱える人」というもので、この発想であれば、療育などで必要に応じて分ける場合があっても、基本的には共に育ち生きるインクルージョンが実現するのだと感じました。

発達支援には地域で共に育つという視点が必要です。センターについては、専門家や当事者の保護者などの声を聞きながら設置に向けての検討がなされていると思いますが、センター設置も含め発達支援をよりよいものにしていくため、以下の質問をします。

- ① 児童発達支援センターの設置について、検討はどこまで進んでいるか。
- ② 発達相談と支援のためには、保育・教育・福祉の連携が不可欠だが児童発達支援センターが果たす役割は。
- ③ 発達に気がかりがある子どもへの療育について、器具があり専門家がいるハードとしてのスペースが必要ではないか。
- ④ 学習障がい（LD）の子どもへの合理的配慮として普通級でのタブレット使用などICT活用を進めてはどうか。
- ⑤ 共に育ち共に暮らす小平のために、障がいのない人たちの理解を深めるために市、教育委員会でそれぞれ行っていることは。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

2018年5月28日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 日向 美砂子  
 受付番号【           】

26	25	24	23

— (            /            )